

---

## MIDWEST CORE CARD ポイント規約

---

### 第1条（本規約）

1. MIDWEST CORE CARD ポイント規約（以下「本規約」といいます。）とは、ジャックスカード会員規約に付帯して株式会社ジャックス（以下「当社」といいます。）と株式会社ファッションコア・ミッドウエスト（以下「ミッドウエスト」といいます。）が提携して発行する MIDWEST CORE CARD（以下「本カード」といいます。）のカードショッピング利用代金（以下「カード利用代金」といいます。）に応じて、本カード会員（以下「会員」といいます。）に対して MIDWEST ポイント（以下「本ポイント」といいます。）を付与するサービス（以下「本サービス」といいます。）の内容および会員が本サービスを受けるための条件等を定めたものです。
2. 会員が本カードを利用したことによるポイント付与は本ポイントのみとし、当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けることはできません。
3. 会員が本ポイント以外に当社が別に提供するポイントプログラムの提供を受けている場合であっても、当該ポイント間のポイント付替、合算などはできません。

### 第2条（本ポイント付与方法）

1. 当社は、毎月当社所定の日に締め切られた会員の新規カード利用代金の合計に応じて、200円（消費税を含みます。）につき1ポイントが付与するものとします。（ただし、200円未満は切り捨ていたします。）
2. 当社は、会員に対して付与するポイント数および累計された有効ポイント数ならびに有効期間等を、当該会員に対して連絡するご利用代金明細書または「インターコムクラブのご利用代金明細照会」（以下、これらを総称して「ご利用代金明細書等」といいます。）により通知するものとします。

### 第3条（本ポイント付与の対象外取引）

次の各号に定める代金については、本ポイント付与の対象外とします。

- (1) カードキャッシングの利用代金および手数料
- (2) 分割払い・リボルビング払いの手数料
- (3) 年会費等の費用
- (4) 本カード再発行等に関する手数料
- (5) 本カード以外でのカードショッピングまたは現金によるお支払の場合
- (6) Edy、nanaco、Kyash、WebMoney、TOYOTA Wallet 等の電子マネーの各チャージ利用代金
- (7) 会員が当社所定の約定支払額確定日前に支払ったカードショッピング利用代金
- (8) 本カードの利用代金が、第2条第1項に記載の金額に満たない場合。ご利用金額を上回る場合でも、端数金額は本ポイント付与の対象外となります。
- (9) (1)～(8)のほか、当社は特定のカードショッピング利用代金または特定の加盟店でのカードショッピング利用代金を本ポイント付与の対象外として定めることができるものとします。

### 第4条（返品、キャンセル、利用金額変更等の場合）

本ポイント付与の対象となるカードショッピング利用に、返品、キャンセル、利用金額の変更等があった場合、原則として当該利用に対して付与する本ポイントは取消、減算または加算されます。

### 第5条（本ポイントの有効期間）

1. 本ポイントの有効期間（以下「有効期間」といいます。）は各ポイント付与月ごとに管理し、各ポイント付与月から起算して24ヶ月後の末日とします。
2. 第6条、第7条に定めるところによって還元がなされなかった場合、当該有効期間を経過した本ポイントは自動的に消滅するものとし、他の有効期間内のポイントに繰り入れたり、有効期間を延長することはできな

いものとしてします。

#### 第6条（還元）

ポイントの引換は、1,000ポイントを越えたポイントについて、1,000ポイント単位で、会員からの申請に基づき当社が定める対象商品（デポジット等）に交換することにより還元を実施します。なお、この場合のポイント充当は、ポイント有効期間の満了日が近いものから順次差し引くことにより行うものとしてします。

#### 第7条（還元の条件）

前条の還元は、次の条件をすべて満たした場合に行われるものとしてします。

- (1)有効期間内の累計ポイントが申請書等記載の交換必要ポイント以上であること。
- (2)当社が還元を行う時点で、会員が本カードの会員資格を有していること。

#### 第8条（デポジットの有効期間）

ご利用代金明細書等またはハガキに表示し、通知いたします。デポジットの有効期間は、3ヶ月間です。

#### 第9条（デポジットの利用について）

##### 1. 「MIDWEST 専用デポジット」の場合

「MIDWEST 専用デポジット」有効期間内に、MIDWEST 各店舗にて利用したカード利用代金から当社が「MIDWEST 専用デポジット」金額分を差し引きして請求することをもって利用されたものとしてします。なお、対象となるご利用店名・表記については予告なしに追加、または変更することができるものとしてします。

##### 2. 「J デポ」の場合

「J デポ」は利用加盟店を特定することなく、「J デポ」の有効期間内に利用されたいずれかのカード利用代金から「J デポ」金額分を差し引きして請求することをもって利用されたものとしてします。

#### 第10条（公租公課）

本サービスにより還元を受けた商品について公租公課が課せられる場合は、会員が当該公租公課を負担するものとしてします。

#### 第11条（権利の譲渡等）

会員が、理由の如何を問わず、会員資格を喪失した場合、既に付与されているポイントは、すべて自動的に失効するものとし、本規定における会員の権利の全部が自動的に消滅するものとしてします。

#### 第12条（権利の譲渡）

会員は、理由の如何を問わず、本サービスにおける権利を他人に貸与・譲渡・担保提供し、または相続させることはできません。

#### 第13条（本ポイントに関する疑義等）

本ポイントの有効性、ポイント付与数、還元商品および還元申請資格に関する疑義、その他本ポイントサービスの運営に関して生じる疑義は、当社において決定し、会員はその決定に従うものとしてします。

#### 第14条（本サービスの変更、中止、終了等）

- 1.当社は、予告なしに本ポイントサービスの内容を変更、または中止もしくは終了することができるものとしてします。
- 2.前項により、会員に損害が生じた場合にも、当社は一切の責任を負いません。

#### 第15条（準拠法）

本サービスの内容は日本の法律が適用されるものとしてします。